

令和7年度 大磯町監査実施計画〔個別計画〕

1 定期監査

(1) 監査対象

- ア 財務に関する事務の執行及び財産の管理
 イ 事務の執行（事務手続き、週休日等の振替取得及び時間外勤務状況）
 ウ 対象部課等は、次のとおりとする。

区 分	対象部課等
前期定期監査	教育委員会教育部 生涯学習課（図書館・郷土資料館を含む） 町民福祉部 福祉課（一般会計） 都市建設部 建設課 政策総務部 総務課 会計課 政策総務部 危機管理課 教育委員会教育部 学校教育課 大磯小学校
後期定期監査	政策総務部 税務課 農業委員会事務局 消防本部 消防総務課 消防本部 消防署（国府分署を含む） 町民福祉部 スポーツ健康課 都市建設部 下水道課（事業会計） 町民福祉部 町民課（特別会計）

エ 対象期間

(ア) 前期定期監査

令和6年4月1日から別紙「監査等日程計画」に定める実施通知日の属する月の前月の末日までとする。ただし、実施通知日が25日以降の場合は、実施通知日の属する月の末日までとする。

(イ) 後期定期監査

令和7年4月1日から別紙「監査等日程計画」に定める実施通知日の属する月の前月の末日までとする。ただし、実施通知日が25日以降の場合は、実施通知日の属する月の末日までとする。

(2) 実施体制

ア 予備監査

監査委員事務局職員による事前調査及び書類審査並びに対象部署の説明聴取を実施す

る。

イ 監査委員による監査

予備監査の復命後、監査委員による対象部署からの説明聴取を実施し、講評を行う。

(3) 監査の予定期日及び場所

別紙「監査等日程計画」のとおり。

(4) 監査の着眼点

監査基準を参考とし、主な着眼点は以下のとおりとする。

- ア 収入事務は適正に行われているか。
- イ 支出事務は適正に行われているか。
- ウ 契約事務は適正に行われているか。
- エ 財産管理事務は適正に行われているか。
- オ 事務の執行は適正に行われているか。

(5) 提出資料

定期監査説明書及び関係書類等

2 随時監査（工事監査）（法第 199 条第 5 項）

(1) 監査対象

- ア 工事に係る財務に関する事務の執行
- イ 対象工事及び対象部課は、次のとおりとする。
- ウ 監査対象工事及び対象部課

監査の対象工事	対象部課等
地域会館整備事業（黒岩公民館）	町民福祉部 町民課

(2) 実施体制

ア 事前調査

監査委員事務職員及び技術士による事前調査及び書類審査を実施する。

イ 監査委員による監査

予備監査の復命後、監査委員による対象部署及び工事関係者出席の説明聴取及び実地検査を実施し、講評を行う。

(3) 監査の予定期日及び場所

別紙「監査等日程計画」のとおり。

(4) 監査の着眼点

監査基準を参考とし、主な着眼点は以下のとおりとする。

- ア 計画は適切であるか。
- イ 設計は適切になされているか。
- ウ 積算は適切になされているか。
- エ 契約は適正に行われているか。
- オ 施工は適切に行われているか。

カ 検査は適切に行われているか。

(5) 提出資料

工事概要書及び計画、設計、積算、工事等契約関係書類等

3 財政的援助団体等の監査（補助金交付団体）（法第 199 条第 7 項）

(1) 監査対象

ア 財務に関する事務の執行及び財産の管理

イ 対象事務及び対象団体及び対象部課は、次のとおりとする。

監査の対象事務	対象団体及び所管部課等
令和 6 年度の大磯コネク（大磯港賑わい創出施設）の指定管理に係る出納及び事務の執行	株式会社 田園プラザ川場 産業環境部 産業観光課

(2) 実施体制

ア 予備監査

監査委員事務局職員による事前調査及び書類審査並びに対象団体及び対象部課の説明聴取を実施する。

イ 監査委員による監査

予備監査の復命後、監査委員による対象団体及び対象部課からの説明聴取を実施し、講評を行う。

(3) 監査の予定期日及び場所

別紙「監査等日程計画」のとおり。

(4) 監査の着眼点

監査基準を参考とし、主な着眼点は以下のとおりとする。

ア 補助金の交付決定は適正に行われているか。

イ 補助金の交付事務は適正に行われているか。

ウ 補助金の清算事務は適正に行われているか。

(5) 提出資料

財政的援助団体等監査説明書及び団体の運営・会計経理並びに補助金交付決定から清算までに係る関係書類等

4 決算審査等（法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

(1) 審査対象

ア 令和 6 年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険事業特別会計・下水道事業会計の歳入歳出決算、証書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書

イ 健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の対象及び対象部署

監査の対象事務	対象部署
令和6年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業会計の決算及び基金の運用状況、健全化判断比率等	政策総務部〔財政課〕 町民福祉部〔町民課、福祉課〕 都市建設部〔下水道課〕 会計課

(3) 審査の予定期日及び場所

別紙「監査等日程計画」のとおり。

(4) 審査の着眼点

ア 決算審査

- (ア) 決算書等における各計数に誤りはないか。
- (イ) 予算の執行は、適正かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 財産の管理は適正に行われているか。

イ 基金運用状況の審査

基金の運用状況は、目的に従い適正に運用されているか。

ウ 健全化判断比率等の審査

- (ア) 決算は適正に行われているか。
- (イ) 算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

(5) 提出資料

- ア 歳入歳出決算書及び事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、歳入歳出決算説明書、その他決算津敬等関係資料
- イ 健全化判断比率・資金不足比率報告書及び算定資料

5 例月出納検査（法第235条の2第1項）

(1) 検査対象

- ア 会計管理者が所管する現金の出納事務
- イ 下水道事業の所管する現金の出納事務

(2) 審査の対象及び対象部署

監査の対象事務	対象部署
令和7年3月から令和8年2月までに係る一般会計及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業会計の現金の出納及び伝票等	会計課 都市建設部〔下水道課〕

(3) 検査の予定期日及び場所

別紙「監査等日程計画」のとおり。

(4) 検査の着眼点

- ア 歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金の出納及び保管は、適切に行われているか。

イ 収入及び支出の手続きは適正に行われているか。

(5) 提出資料

出納状況表等関係書類及び伝票等

6 指定金融機関等の検査報告（地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項）

(1) 報告対象及び提出資料

会計管理者が実施した指定金融機関等の検査結果

(2) 報告予定期日

令和 7 年 12 月分例月出納検査実施日

7 その他

本計画の修正が必要となった場合には、監査委員協議のもと計画を修正する。

8 令和 7 年度監査等日程計画

令和 7 年度監査等の日程は、別紙「監査等日程計画」による。